



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 4 7 号 令和 2 年 1 0 月 2 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 9 7	林業種苗法の規定による生産事業者を登録した件	スマート林業課 プロジェクト推進室
5 9 8	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
5 9 9	県営土地改良事業の工事が完了した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
6 0 0	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
6 0 1	同	同
6 0 2	同	同
6 0 3	同	同
6 0 4	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	同
6 0 5	同	同
6 0 6	同	同

【教育委員会公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 3 年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱	

【教育委員会公告】

番号	表	題	担当課名
		令和3年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
58		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
59		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
60		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
61		平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件	

徳島県告示第五百九十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、令和二年九月十一日に、生産事業者として次のとおり登録した。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

606	登録番号	生産事業者	生産事業の内容	事業所				
	氏名				住所	苗木	名称	所在地
	飯島好		幼苗及び幼苗以外の苗木の育成		飯島好			
	那賀郡那賀町谷内字下傍示七七 谷内住宅B号				飯島好		那賀郡那賀町谷内字下傍示七七 谷内住宅B号	

徳島県告示第五百九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
北灘町大浦加入区	北灘漁業協同組合の地区のうち北灘町宿毛谷、大浦及び烏ヶ丸の区域	まき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）及び小型定置漁業
北灘町栗田加入区	北灘漁業協同組合の地区のうち北灘町栗田の区域	小型定置漁業
福村加入区	福村漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
東由岐加入区	東由岐漁業協同組合の地区	同

徳島県告示第五百九十九号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
徳島市方上町大食八番地一 井上武ほか二十二名	勝占地区	令和二年二月六日

徳島県告示第六百号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町寺内字立石谷六六、七二、七五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字立石谷六六・七二・七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町白石字山神西平二、三、四の二、七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神西平二・三・四の二・七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る

）。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産

部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字湯下三五の二、三八、三〇一、三〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯下三五の二、三八・三〇一・三〇四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六百三三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

阿波市市場町上喜来字北谷二二三九の一、二二二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北谷二二三九の一・二二二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
板野郡上板町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- （一） 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上板町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳴門市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳴門市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第六百六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年十月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美馬市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会公告

令和二年度徳島県立学校実習助手採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 募集対象及び採用人数 普通、農業及び理容 各一名程度

二 職務内容

- 1 実習助手（普通）については、普通科を置く高等学校等において、主に理科などの実験及び実習を行う教科について、教諭の職務を助けるとともに、実験室、実習室、道具等の整備及び管理などを行う。
- 2 実習助手（農業）については、農業に関する学科を置く高等学校等において、野菜、草花、果樹等の栽培、畜産、林業、食品製造等の実習について、教諭の職務を助けるとともに、実習室、農場、道具等の整備、管理などを行う。
- 3 実習助手（理容）については、理容科を置く特別支援学校において、理容に関する実習を行う科目について、教諭の職務を助けるとともに、実習室・道具等の整備、管理などを行う。

三 出願資格

次の1から3を満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者
- 3 高等学校卒業（卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する者
ただし、「理容」については、理容師免許を有する者に限る。
なお、「身体障害者手帳」の交付を受けている者については、選考において、障がいの種類及び程度に応じた配慮を行う。

四 出願期間

令和二年十一月二日（月）から同月十六日（月）まで

出願は、全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和二年十一月十六日（月）までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から7のうち該当する書類を簡易書留郵便で郵送すること。

なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

- 1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）
写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。
- 2 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）
- 3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）
- 4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- 5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 審査結果通知用封筒（長形三号 十二センチメートル×二十三・五センチメートル。住所及び氏名を明記し、四百四円切手を貼付のこと。）

7 「身体障害者手帳」の交付を受けている者は、「身体障害者手帳」の写し及び受審の際に配慮を必要とする事項を明記したもの（様式は自由でA四判一枚。氏名を明記すること。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和二年十二月十二日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）

2 面接審査

令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和二年十二月十二日（土）

(一) 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

(二) 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

(三) 筆記審査（教養・専門） 午前九時四十分から午前十一時十分まで

(四) 筆記審査（小論文） 午前十一時三十分から午後零時三十分まで

2 面接審査

令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

(一) 教養（一般教養・教職教養）及び専門に関する問題

なお、専門に関する問題については、以下のとおりとする。

・「普通」は、理科などの基礎知識に関する内容

・「農業」は、農業の基礎知識に関する内容

・「理容」は、特別支援教育及び理容の基礎知識に関する内容

(二) 小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、実習助手としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和三年一月二十九日（金）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

- 1 開示の内容
 - 総合得点及び総合順位
 - 2 受付期間及び受付時間
審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。
 - 3 受付場所
徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）
 - 4 本人を確認するために提示を求めらる書類
受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）
- 十一 その他
- 1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
 - 2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。
 - 3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。
 - 4 この選考審査についての問合せ先
郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地
徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当
（電話 〇八八 六二一 三二三三）

教育委員会公告

令和三年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 採用人数 一名程度

二 職務内容

特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の食事、入浴、着替え等の日常生活に関することや、余暇時間及び自主学習に関することについて支援及び指導を行うとともに、寄宿舎での行事に関する企画及び運営、支援計画及び指導記録簿の作成並びに安全管理に関することに従事する。また、就寝支援、舎内巡視等の宿直業務を行う。

三 出願資格

次の1から4の全てを満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和四十六年四月二日以降に生まれた者
- 3 大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程を卒業若しくは修了した者（令和二年度卒業又は修了見込みの者を含む。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が認められた者
- 4 次のいずれかに該当する者

(一) 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭（盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭）、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者（令和三年三月三十一日までに見込みの者を含む。）

(二) 看護師、介護福祉士若しくは保育士の資格を有する者（令和三年三月三十一日までに見込みの者を含む。）又はこれと同等の資格を有すると教育委員会が認められた者

なお、「身体障害者手帳」の交付を受けている者については、選考において、障がいの種類及び程度に応じた配慮を行う。

四 出願期間

令和二年十一月二日（月）から同月十六日（月）まで

出願は、全て郵送（簡易書留郵便）によるものとし、令和二年十一月十六日（月）までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から8の書類を簡易書留郵便で郵送すること。

なお、封筒には「出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

- 1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）
写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。
- 2 受審票（所定のもので、写真は審査当日に貼付して持参すること。）
- 3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

- 4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- 5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数記載のない場合は、別に単位数修得証明書を提出すること。）
- 6 出願資格4に該当することを証明する書類の写し
- 7 審査結果通知用封筒（長形三号 十二センチメートル×二十三・五センチメートル。住所、氏名を明記し、四百四円切手を貼付のこと。）
- 8 「身体障害者手帳」の交付を受けている者は、「身体障害者手帳」の写し及び受審の際に配慮を必要とする事項を明記したもの（様式は自由でA四判一枚。氏名を明記すること。）

六 審査期日及び会場

- 1 筆記審査
令和二年十二月十二日（土）
徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）
- 2 面接審査
令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）
徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一 七）

七 審査日程

- 1 筆記審査
令和二年十二月十二日（土）
 - (一) 受付 午前九時十分から午前九時三十分まで
 - (二) 諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで
 - (三) 筆記審査（教養・専門） 午前九時四十分から午前十一時十分まで
 - (四) 筆記審査（小論文） 午前十一時三十分から午後零時三十分まで
- 2 面接審査
令和二年十二月十二日（土）、十三日（日）
面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

- 1 筆記審査
 - (一) 教養（一般教養・教職教養）及び専門に関する問題（障がいのある子どもたちを支援するために必要な知識や特別支援教育に関する問題）
 - (二) 小論文（課題について六百字以内）
- 2 面接審査
人物、識見等、寄宿舎指導員としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和三年一月二十九日（金）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができ

る。開示請求は、本人に限る。

1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）

4 本人を確認するために提示を求めめる書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

十一 その他

1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。

2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 県立学校人事担当

（電話 〇八八 六二一 三二三三）

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和二年十月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

徳島県改革協議会	政治団体の名称	庄野昌彦	代表者の氏名	黒崎章	会計責任者の氏名	徳島市昭和町三丁目一・二	主たる事務所の所在地	令和二年八月二十八日	届出年月日
----------	---------	------	--------	-----	----------	--------------	------------	------------	-------

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容	異動年月日
自由民主党徳島県 電気通信支部	谷藤隆	代表者の氏名	政治団体の名称	所在地	主たる事務所の		
		谷藤隆	自由民主党徳島県 電気通信支部	八	三好郡東みよし町足代一二	新	令和二年 八月五日
		三馬定芳	自由民主党徳島県 電気通信職域支部	川三〇・四〇	板野郡北島町太郎八須字鍋	旧	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
新しい時代に新しい県政を 創る会	藤本圭	会計責任者の 氏名	新	旧	平成三十一年 二月十二日
		河野麻美		今川義憲	

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい時代に新しい県政を創る会	藤本圭	令和二年八月十五日

徳島県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により提出のあった平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者井川龍二の出納責任者井川宏治、候補者寺井正邇の出納責任者寺井良仁及び候補者元木章生の出納責任者細川初子から訂正の報告があったので、平成31年4月7日執行の徳島県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（令和元年徳島県選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のとおり訂正する。

令和2年10月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 徳島県議会議員一般選挙(徳島選挙区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,696,600円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	井川 龍二	所属党派	自由民主党	期間	1月26日から 4月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	井川 宏治					

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
井川龍二後援会 自由民主党 徳島県連	政治団体 政党	50,000 円 300,000 円
宇野 眞史	農業	40,000 円
伊月 和一	無職	40,000 円
粟田 理	無職	60,000 円
杉原 順一	無職	50,000 円
武田 文雄	商業	30,000 円

支出

人件費	580,000 円
家屋費	50,000 円
選挙事務所費	50,000 円
集会会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	661,080 円
広告費	190,000 円
文具費	0 円
食糧費	48,200 円
休泊費	0 円
雑費	95,723 円

その他の寄附	0 円
その他の収入	1,200,000 円
今回計	1,770,000 円
前回計	0 円
総計	1,770,000 円

今回計	1,625,003 円
前回計	0 円
総計	1,625,003 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	96,000 円
	選挙運動用ポスターの作成	375,000 円
	計	471,000 円

報告書受理年月日	平成31年4月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 徳島県議会議員一般選挙(阿波選挙区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,240,700円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	寺井 正邇	所属党派	無所属	期間	1月26日から 4月18日まで	第1回分
出納責任者氏名	寺井 良仁					

収入	支出																																																																											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td style="width: 20%;">(職業)</td> <td style="width: 50%;">(寄附額)</td> </tr> <tr> <td>全国たばこ耕作者 政治連盟</td> <td>政治団体</td> <td style="text-align: right;">200,000 円</td> </tr> <tr> <td>自由民主党徳島 県支部連合会</td> <td>政党</td> <td style="text-align: right;">200,000 円</td> </tr> <tr> <td>大木 博文</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td>稲井 吉信</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td>増田 忠雄</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td>岩佐 雅美</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">72,000 円</td> </tr> <tr> <td>寺井 千代</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">54,000 円</td> </tr> <tr> <td>岩佐 益子</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">54,000 円</td> </tr> <tr> <td>寺井 廣恵</td> <td>無職</td> <td style="text-align: right;">54,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">1,200 円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,020,175 円</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,871,375 円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,871,375 円</td> </tr> </table>	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	全国たばこ耕作者 政治連盟	政治団体	200,000 円	自由民主党徳島 県支部連合会	政党	200,000 円	大木 博文	無職	72,000 円	稲井 吉信	無職	72,000 円	増田 忠雄	無職	72,000 円	岩佐 雅美	無職	72,000 円	寺井 千代	無職	54,000 円	岩佐 益子	無職	54,000 円	寺井 廣恵	無職	54,000 円	その他の寄附	1件	1,200 円	その他の収入		1,020,175 円	今回計		1,871,375 円	前回計		0 円	総計		1,871,375 円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">人件費</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">720,000 円</td> </tr> <tr> <td>家屋費</td> <td style="text-align: right;">695,910 円</td> </tr> <tr> <td>選挙事務所費</td> <td style="text-align: right;">695,910 円</td> </tr> <tr> <td>集会会場費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td style="text-align: right;">1,200 円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td style="text-align: right;">282,883 円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">65,134 円</td> </tr> <tr> <td>文具費</td> <td style="text-align: right;">95,000 円</td> </tr> <tr> <td>食糧費</td> <td style="text-align: right;">178,855 円</td> </tr> <tr> <td>休泊費</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>雑費</td> <td style="text-align: right;">37,516 円</td> </tr> <tr> <td>今回計</td> <td style="text-align: right;">2,076,498 円</td> </tr> <tr> <td>前回計</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td style="text-align: right;">2,076,498 円</td> </tr> </table>	人件費	720,000 円	家屋費	695,910 円	選挙事務所費	695,910 円	集会会場費	0 円	通信費	1,200 円	交通費	0 円	印刷費	282,883 円	広告費	65,134 円	文具費	95,000 円	食糧費	178,855 円	休泊費	0 円	雑費	37,516 円	今回計	2,076,498 円	前回計	0 円	総計	2,076,498 円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)																																																																										
全国たばこ耕作者 政治連盟	政治団体	200,000 円																																																																										
自由民主党徳島 県支部連合会	政党	200,000 円																																																																										
大木 博文	無職	72,000 円																																																																										
稲井 吉信	無職	72,000 円																																																																										
増田 忠雄	無職	72,000 円																																																																										
岩佐 雅美	無職	72,000 円																																																																										
寺井 千代	無職	54,000 円																																																																										
岩佐 益子	無職	54,000 円																																																																										
寺井 廣恵	無職	54,000 円																																																																										
その他の寄附	1件	1,200 円																																																																										
その他の収入		1,020,175 円																																																																										
今回計		1,871,375 円																																																																										
前回計		0 円																																																																										
総計		1,871,375 円																																																																										
人件費	720,000 円																																																																											
家屋費	695,910 円																																																																											
選挙事務所費	695,910 円																																																																											
集会会場費	0 円																																																																											
通信費	1,200 円																																																																											
交通費	0 円																																																																											
印刷費	282,883 円																																																																											
広告費	65,134 円																																																																											
文具費	95,000 円																																																																											
食糧費	178,855 円																																																																											
休泊費	0 円																																																																											
雑費	37,516 円																																																																											
今回計	2,076,498 円																																																																											
前回計	0 円																																																																											
総計	2,076,498 円																																																																											

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	84,863 円
	選挙運動用ポスターの作成	120,260 円
	計	205,123 円

報告書受理年月日	平成31年4月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月7日執行 徳島県議会議員一般選挙(三好第二選挙区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 4,923,500円
 3 報告書の要旨

候補者氏名	元木 章生	所属党派	自由民主党	期間	1月26日から 3月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	細川 初子					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
自由民主党徳島県支部連合会	政党	300,000 円	人件費	225,000 円
井上 真規子	無職	20,130 円	家屋費	66,940 円
木藤 博	無職	15,000 円	選挙事務所費	66,940 円
堤 園子	無職	15,000 円	集合会場費	0 円
西山 やす子	無職	15,000 円	通信費	60,810 円
川原 昌子	無職	15,000 円	交通費	30,000 円
川原 和行	無職	15,000 円	印刷費	627,160 円
七田 義貞	無職	15,000 円	広告費	67,672 円
西 徳和	会社員	15,000 円	文具費	38,547 円
真鍋 通子	無職	10,000 円	食糧費	38,490 円
槇山 久司	団体職員	15,000 円	休泊費	0 円
福下 憲人	無職	15,000 円	雑費	22,296 円
立川 義輝	無職	15,000 円		
前川 孝幸	無職	15,000 円		
槇山 玲子	無職	15,000 円		
細川 初子	無職	15,000 円		
岡内 恵子	無職	15,000 円		
その他の寄附	4件	20,000 円		
その他の収入		1,000,000 円		
今回計		1,560,130 円	今回計	1,176,915 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総計		1,560,130 円	総計	1,176,915 円

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用ビラの作成	0 円
	選挙運動用ポスターの作成	554,800 円
	計	554,800 円

報告書受理年月日	平成31年4月18日	第1回報告分
----------	------------	--------